

人件費？ 会社管理費？ ～収支報告から見えるもの～

[illegible]

(平成25年度～平成29年度)

[illegible]

(平成30年度～令和2年度)

令和3年度 収支報告書

(単位：円) 前年度

区分	科目	当年度	前年度
収入	会費	206,314,000	103,000
	入会費	100,000	56,310
	雑収入	99,670	
	その他		
支出	役員報酬	186,837,500	186,837,500
	役員報酬控除	17,165,000	17,165,000
	役員報酬控除戻金	282,533,000	282,533,000
	役員報酬控除戻金控除	233,000	0,000
	役員報酬控除戻金控除戻金	500,000	473,846
	役員報酬控除戻金控除戻金控除	20,000	7,410
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金	20,145,000	20,382,610
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金	40,969,500	39,476
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除	2,833,000	3,568,500
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	0	95,779
役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	126,876	95,876
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除	73,346	73,346
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	179,126	179,126
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	113,726	113,726
その他	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	18,319,114	68,349
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	31,414,000	33,383,449
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	250,473,600	250,473,600
	役員報酬控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金控除戻金	99,670	99,670
合計			

収入・支出

計

注1 会費等から役員報酬を算出します。
 注2 役員報酬の総額より役員報酬費、すべて「役員報酬」の項目に入っております。

(令和3年度～)

平成25年度に指定管理者制度が市立図書館に導入されて以来、図書館がどのように運営され、委託料の経費がどのように使われ、そして制度の検証は行われているのかなど、それらの詳細は公表されることなく封じ込められた状態にありました。

今回の開示請求は、そのブラックボックスを開く転機になりましたが、指定管理者から提出された「事業報告書」を調べた結果、報告書の様式が契約更改毎に変更され、8年間報告されていた会社管理費などの重要な項目が収支報告に記載されずに消えていることなど、不透明な処理が行われていることが判明しました。なぜ、このようなことがこれまで行われてきたのか？新たな疑問が浮かび上がってきました。

1. なぜ変わる？ 次々と変わる報告書の様式
2. 消えた？「会社管理費」の行方

公正な会計処理の原則は、「真実性」「明瞭性」「継続性」にあるとされています。平たく言えば、「嘘はつかない」「理解しやすく、誤解を生む表現であってはならない」「一度採用した会計処理の方法は経年で比較検証を可能にするため、原則継続して適用すること」などを遵守することと理解できますが、このような原則に立ち返るとき、公開された公文書はどのような姿を現すのでしょうか。

報告書の様式は特に決まりがなく、委託業務の内容が変更されれば様式の変更も起こりえることですが、図書館の管理運営が適切に行われているのかを確認するためには、何よりも公正な報告のもとで検証が行われることが必須の条件です。

市が公表している図書館経費は、制度の導入前と比較すると1億円以上増額され、それに伴って委託料も上昇しています。しかし、その内訳や算出の根拠は説明されないままの

状態が続いています。

「収支報告」は、事業者の運営が適切に行われているのかを知る上で重要な情報であり、次期の予算策定の際の資料ともなるものです。しかし、報告書の様式や記載項目が次々と変更されているため、報告書自体の信頼性は失われ検証も難しくなっています。その事実を裏付けるような議会の答弁がありました。

令和3年度 収支報告

(単位千円)

収入	指定管理料	250,334	支出	人件費	182,353
				施設管理費	20,863
				事業運営費	14,115
				その他	14,101

Q: 会社管理費はどのように算出しているのか？

A: 「その他」の費目に14,101千円、「人件費」の費目の中にも35,580千円を含めている。

Q: 収支報告の仕方は明細を明らかにしないでよいということか？

A: 指定管理料は指定管理者の裁量で活用しており、経費の積み上げの確認は行っていない。

(中略)確かに分かりにくい部分があり、また、過去と違うやり方、逆行してしまったような点もある。答申も踏まえて善処していける方向で検討していく。(令和5年第4回定例会)

…「会社管理費」の費目は消え、全く異なる2つの費目に分散して算入され、会社の利益に直結する会社管理費の総額は49,681千円、指定管理料の19.8%に達していることが判明しました。なぜこのような不透明な記載を行っているのか、疑問です。

これらの議会答弁によって、公開された文書の裏側の一端が明らかになりましたが、なぜ疑義を生じるような報告を市が受け入れているのかは謎のままであり、このような状況であれば収支報告そのものの信頼性はもとより、経費の支出が適正か否かについても疑念をもたざるを得ません。いつ、どのように「善処」するのか、市側の姿勢が問われています。

では、委託された業務の評価はどのように行われているのでしょうか。市は、所管部署でモニタリングし、必要に応じて指導・助言を行っていくとしています。内部の視点に止まっている限りは公正な評価といえるのか疑問が残ります。特に、専門的な知見が必要な会計処理については、第三者による評価の体制が必要と考えますが、市は、「モニタリングのために必要以上に時間やコストをかけることは、指定管理者制度の目的と照らして適当とはいえません。」と、あたかも第三者による評価を拒否するような後ろ向きの姿勢を示しています。

●事業計画書と事業報告書をホームページ上で公表することが決定されました。これによって東久留米市の情報公開は一步前進したといえますが、一方で、現在の指定管理者は「公表の対象外」とするという方針をうちだしました。選定時に「公表」することを明記していないため、というのがその理由です。(令和6年4月改訂「指定管理者制度の活用方針」)

この結果、私たちが報告書の「公表」を目にするのは、これから2年先のことになりました。

後記

現在の指定管理者の管理期限は令和8年3月31日、2年を切りました。市では次の体制づくりに向けて準備を始める頃かと思います。▼これから、どんな図書館を目指すのか、どのような運営方法が望ましいのか、「市民と共に歩む」将来を見据えた公正な判断が求められます。▼「情報」とは、判断を下したり行動を起こしたりするために必要な知識(広辞苑)、市政に望むことは、「真実性」「明瞭性」「継続性」が保障された情報公開であると思えてなりません。

連絡先: 東久留米の図書館を考える会
ogataryou730@gmail.com(小形)

